特別区民税・都民税の誤徴収について

区外に転出された方の特別区民税・都民税（平成 30 年 4 月分）について、区の事務処理の誤りにより年金特別徴収を行っていたことが判明しました。

1　対象者及び金額

（1）　対象者

７０人(平成 29 年４月１日から平成 30 年１月１日までの間に中央区から区外へ転出された方の一部)

（2）　誤徴収額合計　１，３７８，１００円（平成３０年４月分）

最高額　　５３，３００円

最少額　　９００円

2　対応状況

誤徴収のあった方に対し経過説明及び返還方法等を記載した文書を送付し、返還する手続きを行っています。

3　再発防止策

今回の原因は税システム運用の誤りであり、今後は、税務課職員によるチェックを徹底し、正確な事務処理を行ってまいります。